

基本計画の策定に向けた検討の視点

- ・ 我が国の食料供給（輸入の安定化）
- ・ 輸出の促進（海外からの収益の拡大）
- ・ 國際戦略

令和 6 年 12 月
農林水産省

目次

(1) 我が国の食料供給（輸入の安定化）-----	2
(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大）-----	5
(3) 国際戦略 -----	14

(1) 我が国の食料供給（輸入の安定化）

(1) 我が国の食料供給（輸入の安定化）

現状分析

○ 我が国における主要穀物等の供給をめぐる事情

- ・ 主要穀物である小麦、大豆、とうもろこしについては、国内生産では国内需要を満たすことができず、その大部分を海外（主として米国、カナダ、豪州又はブラジル）からの輸入を通じて国内へ供給。
- ・ 1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位にあったが、近年はその地位が相対的に低下。現在は中国が最大の純輸入国となり、国際的なプレゼンスを高めている状況。

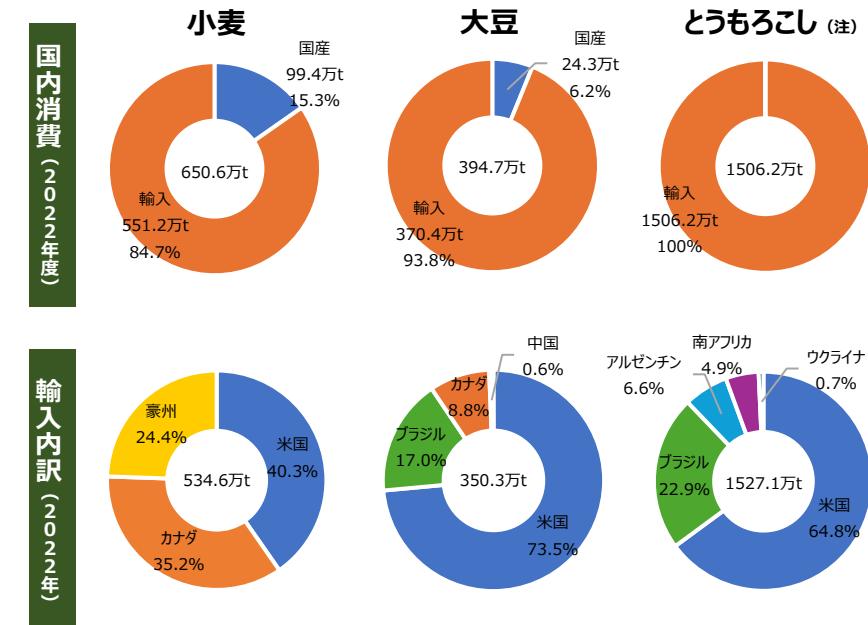
○ 我が国の商社等による穀物調達事業をめぐる動向

- ・ 主要穀物等の海外からの輸入は、我が国の商社等の民間事業者によって担われているところ。これら我が国の事業者は、多くの場合、現地子会社を通じ、輸入相手国に内陸集出荷施設や港湾船積み施設等の調達網を保有して、穀物の調達を行っている。
- ・ 欧米の穀物メジャーや中国の国営企業との国際的な競争の下で、我が国の事業者が、現地における穀物の調達網を手放す事例も見受けられる。

○ 輸入先の多様化を含む調達網の強靭化の必要性

- ・ こうした中で、世界的な気候リスクや地政学リスクの増大等も踏まえれば、我が国の事業者によって担われている**主要穀物等の調達**について、
 - 供給リスクの分散のための輸入先の多様化も図りつつ、
 - これら**事業者が現地に保有する調達網の維持・強化**に努めていくことが、**平時からの安定的な輸入を確保する**上で必要とされているところ。

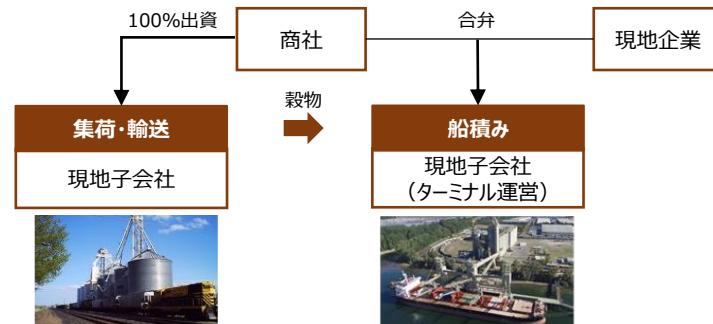
図1-1 我が国における主要穀物の供給事情



(注) 穀物としてのとうもろこしを指し、野菜に分類されるスイートコーン（国内でほぼ完全に自給）は含まない。

資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「FAOSTAT」

図1-2 輸入相手国における穀物調達事業のモデル



(1) 我が国の食料供給（輸入の安定化）

克服すべき課題

我が国への平時からの安定的な輸入を確保するため、国内生産で国内需要を満たすことができない主要穀物等について、官民の連携の下、次の視点から、その調達網の強靭化を図っていくことが必要

- ・ 供給リスクを分散させるため、輸入相手国ごとの貿易上のリスクも踏まえつつ、調達先の多様化を進めていくこと
- ・ 輸入相手国において我が国事業者が行う、生産・流通段階への投資を促進すること
- ・ 我が国と輸入相手国との間で、食料等の安定供給に向けた政府間の対話を実施すること



検討の視点

輸入相手国ごとの供給リスクを勘案して調達先の多様化を含めた検討を行い、平時からの安定的な輸入を確保するための戦略的な環境整備に向けて以下の取組を推進していくことが必要ではないか。

- ・ 国内実需にも合致した主要穀物等が必要量供給されるよう、政策支援の活用も含めた、我が国事業者が行う輸入相手国における調達網への投資の促進
- ・ 上記を進めるにあたり、輸入相手国と関係を維持・強化するための、我が国と輸入相手国の政府間で食料等の安定供給等に関する議論を行う枠組みの整備
- ・ これら取組の円滑な実施のための国内における官民の情報共有の強化

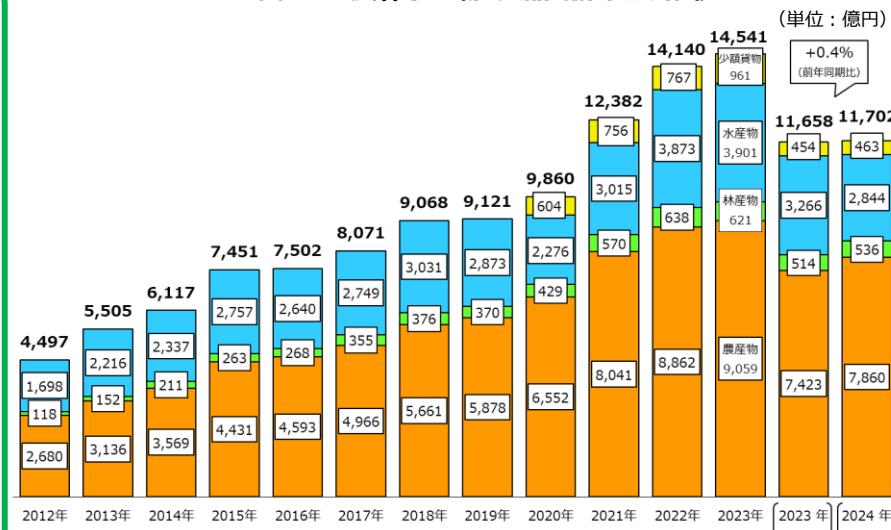
(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大）

(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大①）

現状分析

- 農業・食品産業における輸出の位置づけ
 - ・ 現行基本計画では、農林水産物・食品の産出額（約50兆円）に対する輸出額を1割程度に向上することを念頭に、2030年農林水産物・食品の輸出額5兆円の目標を設定。
 - ・ 各品目の生産努力目標は、5兆円目標に向けた輸出促進政策の効果も考慮。
- 輸出拡大に向けた施策の推進
 - ・ 2020年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、3つの柱で施策推進。
 - ①日本の強みを最大限に発揮**
 - ・ 海外で評価される輸出拡大の余地が大きい29品目を輸出重点品目として選定
 - ・ 改正輸出促進法に基づき、輸出重点品目について、生産から販売に至るオールジャパンの関係者で構成する品目団体を15団体（27品目）認定し、その活動を促進
 - ・ 「輸出支援プラットフォーム」を10か国・地域（16拠点）に立ち上げ、海外現地における包括的・専門的・継続的な支援体制を構築
 - ②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者を後押し**
 - ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した產品を、安定的・継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地」として42認定する等、輸出産地の育成を推進
 - ③政府一体として輸出の障害を克服**
 - ・ 「農林水産物・食品輸出本部」の下で厚労省等の関係省庁と連携し、輸出先国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けた協議や施設認定等を推進
 - ・ 原発事故後に規制を措置した55の国・地域のうち、49の国・地域で輸入規制が撤廃
 - 輸出額は、2023年まで11年連続で増加し、過去最高額を更新。全ての輸出重点品目で輸出額が増加する一方、2023年8月のALPS処理水の海洋放出後の中国等による水産物の輸入停止措置を受け、2024年1～10月の実績は1兆1,702億円で対前年同期比0.4%微増
 - また、農業、食品産業が海外から収益を得るには、輸出に加え、**食品産業の海外展開**や**インバウンドによる食関連消費を拡大していくことも重要。**

図2-1 農林水産物・食品 輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

図2-2 原発事故・ALPS処理水の海洋放出後の各国・地域の輸入規制

東京電力福島第一原子力発電所事故後の規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
規制措置を撤廃した国・地域 49		
事故後輸入規制を措置 55	輸入規制を継続して措置 6	輸入規制を継続して措置 2 一部の都道府県を対象に検査証明書等を要求 一部の都県等を対象に輸入停止 4 中国、香港、マカオ、韓国
ALPS処理水海洋放出後の規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置 4 全都道府県の水産物を輸入停止 10都県の水産物等を輸入停止 10都県の生鮮食品等を輸入停止		中国、ロシア 香港 マカオ

(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大①）

すう勢

○ 世界の食市場の拡大

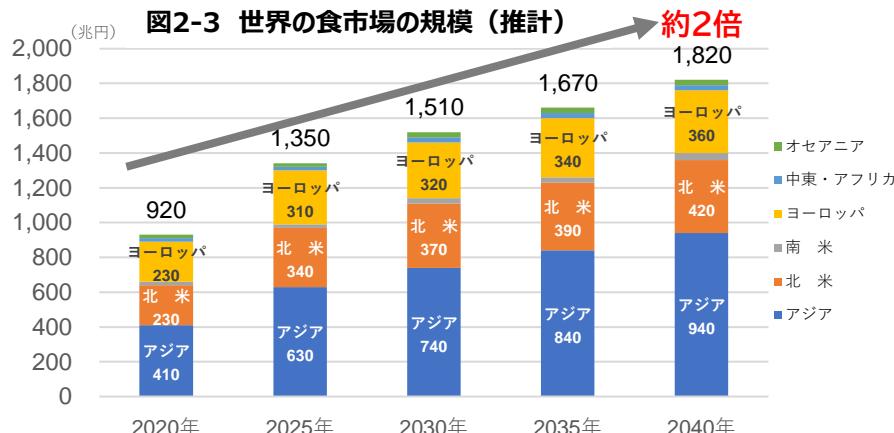
- 世界人口の増加等に伴いアジア、欧米中心に食市場の拡大が見込まれる
約900兆円（2020年）→約1,500兆円（2030年）→約1,800兆円（2040年）

○ 輸出額の増加

- 2012年から11年連続で増加し、2023年は過去最高を更新。今後も増加が見込まれる

○ 農産物等の生産量

- 生産者の減少等に伴い、野菜、果樹、茶等多くの品目で今後も減少が見込まれる



資料：農林水産省作成 ※ グラフの数値は四捨五入して表示。

克服すべき課題

- 世界の食市場の拡大を農業・食品産業の収益力向上につなげ、生産基盤の維持・強化を図る必要。

- 更なる需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として農林水産物・食品の輸出額の増加ペースを引き上げていくことが必要。

〈需要拡大の取組〉

○ 新たな市場開拓による海外需要の拡大

- 海外の主要都市の日本食レストランや日系スーパー等へのアプローチだけでは、需要拡大の効果は限定的。
- 中国など一部の国・地域による日本産水産物の輸入停止措置により、輸出先が特定の国・地域に過度に偏ることのリスクが顕在化している。
- 品目団体は、海外での活動拠点がなく、また、財務体質や専門性のあるスタッフ等の体制も弱く、各団体で個々の品目をターゲットに活動している状況にあるため、海外現地のニーズに対応した機動的な取組が十分にできていない。
- ジェトロは、個別の企業が取り組むにはハードルの高い新たな国・地域での輸出先の開拓に重点的に取り組んでいく必要。

- JFOODOによる海外プロモーションについては、現地ニーズに対応した効果的なジャパンブランドの構築に加え、ジェトロ等による新たな商流の構築に有機的に結び付け、農業者・食品事業者の収益向上に貢献していくことが重要。

検討の視点

- 海外の現地系のレストランや大手スーパー等の非日系市場、未開拓の有望エリアなど、新たな輸出先の開拓が必要ではないか。

そのためには、現地におけるブランディング・商流構築やマーケットインでの供給拡大等を一体的に進めるため、品目団体、ジェトロ、JFOODOが連携することが重要ではないか。特に、

- 品目団体は、海外拠点の設置、品目間連携等を通じた海外現地のニーズを捉えた市場開拓の取組強化により、会員企業への具体的なメリットを充実させつつ、自己財源の確保を始め持続的な体制の構築を図るべきではないか。
- ジェトロは、海外見本市への出展に加え、事前のバイヤーへのアプローチによる商談予約の増加、事後フォロー、産地への招へい等の複数の取組を効果的に組み合わせつつ、新市場開拓に重点的に取り組むべきではないか。
- JFOODOは、海外事務所と連携した海外消費者へのアプローチに加え、ジェトロ・品目団体等と連携し、海外現地の商流・ニーズ分析、メニュー提案等による現地系飲食店・小売店等への働きかけ、事業者への情報提供等を強化すべきではないか。

(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大①）

克服すべき課題（続き）

○ 輸入規制撤廃等に向けた各国・地域への働きかけ

- ・ 各国・地域との協議に必要な人的リソースが限られる中、一部国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制や、各国・地域との衛生・検疫等の輸入協議が継続している。
- ・ 輸入規制撤廃等の成果を海外需要の拡大にスムーズにつなげる必要。

〈供給力向上の取組〉

○ 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換

- ・ 有機農業等、環境に配慮した農法への転換、海外需要に適した新品种の導入、鮮度保持に資する流通体系の構築等が十分進んでおらず、マーケットインの発想で輸出先国の規制・ニーズに対応して安定的・継続的に輸出に取り組む産地・拠点が不足。
- ・ 品目ごとの特性を踏まえつつ、輸出に対応した効率的な生産・流通体系を構築するには、規格の統一や産地間のリレー出荷、海外現地への働きかけ等、関係者が一体的に取り組み、具体的な成果につなげることが重要。

○ 国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築

- ・ 関係者が連携した販路開拓と併せて、実需者のニーズに対応した産品の供給のために生産・流通の徹底的な改革を一体的に行う必要。
- ・ 産地から輸出可能な港湾・空港までの輸送コストが高く、物流のコスト低減に資する大ロット化・混載等の取組が十分に進んでおらず、効率的な輸出物流の構築を図る必要。

検討の視点（続き）

・ 輸出実行計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制に対し、あらゆる機会を捉えて引き続き即時撤廃の働きかけを政府一丸となって行うとともに、輸出解禁等に向けた動植物検疫等の協議を戦略的に実施すべきではないか。

・ 輸入規制の最新動向や撤廃等の成果を輸出事業者や現地の輸入業者等に対して円滑に周知し、輸出拡大に向けた商談やプロモーション等を促すため、交渉を行う農水省等の政府機関、輸出支援プラットフォームや在外公館、ジェトロ現地事務所等の海外現地関係者、品目団体等の国内関係者間の連携を強化すべきではないか。

・ 安定的・継続的に輸出に取り組む「フラッグシップ輸出産地」を拡大し、地域計画とも連携しつつ、その更なる発展を後押しすることで、収益性の高い自立的な輸出生産基盤の確立を図るべきではないか。具体的には、海外需要に対応した作物転換や供給安定化を支える基盤整備、新技術の活用等に効果的に取り組める仕組みづくりなど、大ロットでの輸出を可能とする産地のモデルを構築すべきではないか。

・ 更なる輸出拡大が期待される品目について輸出重点品目の追加を検討するとともに、品目団体が中心となり、各産地や流通事業者等が連携したオールジャパンでの取組を強化すべきではないか。

また、品目ごとの課題（次頁）に対処し、フラッグシップ輸出産地等の意欲ある主産地を始め、生産現場が自らの課題として輸出向け供給力の向上に取り組むことを後押しすべきではないか。

・ 海外現地での需要創出・販売支援と併せて、低コスト化や有機等への生産体系の転換による輸出向け供給力の向上、流通の効率化やコールドチェーン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進し、国内外を一貫してつなぐ新たなサプライチェーンモデルを構築すべきではないか。

・ 陸上輸送におけるトラックドライバーの需給ひつ迫も踏まえた地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートの確立、大ロット化・混載の実現に向けた関係事業者等による物流拠点の整備、品質管理や物流効率化に係る規格化、標準化等を関係省庁が連携して進めるべきではないか。

○ これらの取組を通じて、官民の総力を挙げて可能な限り輸出を拡大していくため、国・地域別、品目別のマーケットの動向や供給体制も踏まえて具体的な戦略を検討すべきではないか。

(2) 輸出の促進（海外からの収益の拡大①）

図2-4 品目ごとの輸出拡大に向けた課題

品目	品目ごとの主な課題
コメ	<ul style="list-style-type: none"> 農地の集積・集約化、大区画化、多収性品種やスマート農業技術の活用等を通じた生産コストの低減 輸出先の求める調達基準に対応できる精米施設・貯蔵施設の充実や衛生基準に適合したパックご飯の製造能力の向上
いちご	<ul style="list-style-type: none"> 長距離輸送にも耐え得る品種の生産量の増加や、輸出先国・地域の残留農薬基準に適合する防除方法の普及（防除暦の見直し）
りんご	<ul style="list-style-type: none"> 園地の集積・集約化や基盤整備、省力樹形の導入、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入等の推進 防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する産地育成の推進
茶	<ul style="list-style-type: none"> 需要が見込まれる有機栽培茶や抹茶原料のてん茶生産拡大に向けた生産・加工体系の転換、スマート農業技術の開発・導入等の推進 輸出先国・地域での残留農薬基準値（インポートトレランス）の設定の推進
日本酒	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域の多角化、取引継続化を意識した販路開拓、現地流通における適正な品質管理等の推進
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域との輸出解禁協議、カット技術の普及等を通じたモモ、カタ等の部位の需要拡大（輸出部位の多様化） 輸出先国・地域の衛生基準等に対応した処理施設の整備・機能強化を通じた供給能力の向上
牛乳乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ロングライフ牛乳等の海外のニーズに合った生産、新たな商流構築の推進 付加価値を付けた牛乳乳製品や菓子向け等の加工品の販路開拓・価値の訴求、加工施設の整備等の推進
ホタテ貝	<ul style="list-style-type: none"> 省人化・省力化技術の導入等による国内加工体制の強化 中国の代替加工先の確保、輸出先の多角化に向けたHACCP等の認定加工施設の整備や民間認証の取得等の推進
ぶり	<ul style="list-style-type: none"> ICTの活用、省人化・省力化技術の導入等による生産性の向上 人工種苗の増産、育種技術や低魚粉飼料等の開発、新たな養殖漁場の拡大、民間認証の取得等の推進
加工食品	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域の食品添加物規制や食品表示、賞味期限などに対応した商品開発・製造の推進

(2) 食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大（海外からの収益の拡大②）

現状分析

○ 食品産業の海外展開

- ・ **食品産業の海外展開**は、海外子会社の利益による企業グループ全体の価値向上や日本本社に送金される利子・配当等による日本本社の利益拡大等を通じて、食品産業の**発展や国際収支黒字の拡大に寄与**。

また、**日本産原材料**を用いた現地加工、**日本食の普及**、食文化の理解促進等を通じ、**輸出促進にも貢献**。

- ・ 製造業（食料品）の对外直接投資収益額は2023年で1.1兆円。
- ・ これまで農林水産省では、「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会」の枠組みの下で、セミナーの開催等を通じた事業者への情報提供や、**海外現地での物流・商流構築に係る投資案件形成支援**等を実施。

○ 訪日外国人旅行者（インバウンド）による食関連消費

- ・ インバウンドによる食関連消費は、**日本の食に対する海外からの需要**という点で**輸出と同様**、農林水産業・食品産業に裨益。

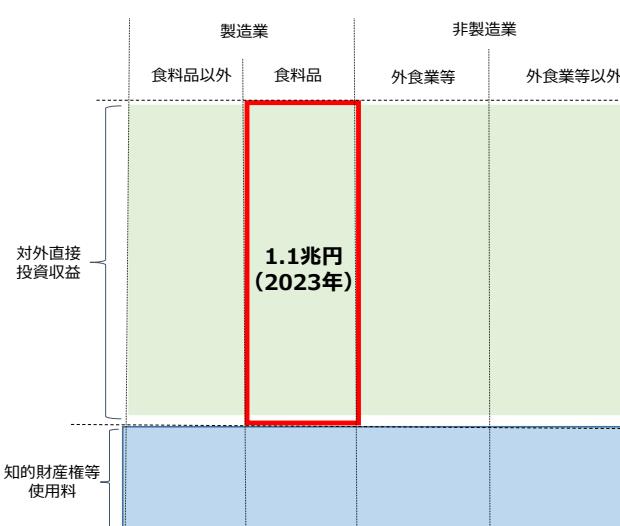
また、インバウンドの増加は、**日本食・食文化の魅力を海外に発信していく好機**であり、**輸出拡大にも貢献**。

- ・ 2024年は、10月時点で訪日外国人旅行者数は3,019万人と前年を超える、**旅行消費額は5.9兆円と過去最高を記録**。インバウンドによる**食関連消費**は、2023年の訪日外国人旅行消費額（約5.3兆円）のうち、**約1.6兆円**を占めている。

- ・ これまで農林水産省では、**観光庁とも連携して**、以下の取組等を実施。

- ① インバウンドをターゲットとした海外プロモーション等を通じた**日本食・食文化の魅力発信**
- ② 地域の食や景観などの資源を活かした**農泊等による農山漁村へのインバウンドの誘客と消費の促進**
- ③ 地域ならではの自然環境、文化等に由来する品質、伝統、ものがありを有する**地理的表示（GI）** 產品の観光資源としての活用

図2-5 製造業（食料品）の对外直接投資収益額



資料：財務省「国際収支統計」

図2-6 食品企業の海外展開の事例

A社のおむすび展開

＜経緯＞

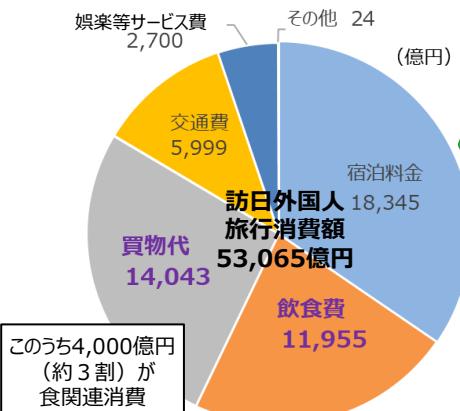
2011年におむすびや惣菜等の販売店をアジアにオープン。

＜機能＞

- ・ 2024年時点ではアジアの150店舗以上で年間約2,000トンの日本産米を使用。
- ・ 将来的にアジア中心に1万店の出店、年間日本産米使用量14万トン、1日あたりのおむすび最大生産量1,000万個を目指す。

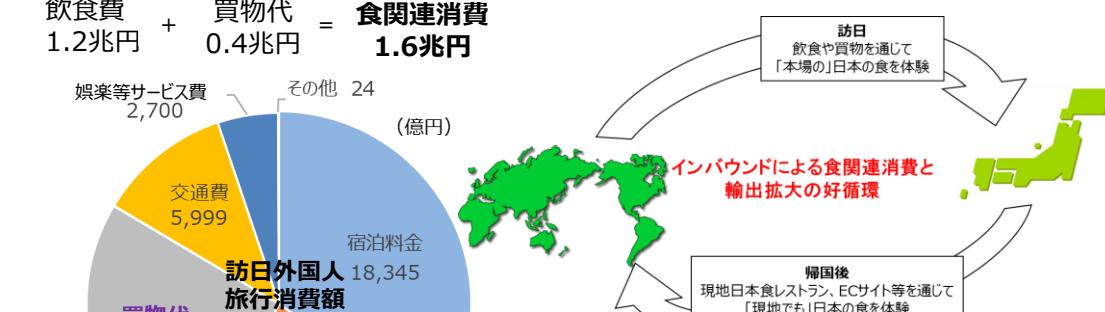
図2-7 訪日外国人旅行消費額（2023年）

$$\text{飲食費 } 1.2 \text{兆円} + \text{買物代 } 0.4 \text{兆円} = \text{食関連消費 } 1.6 \text{兆円}$$



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、JNTO「訪日外客統計」を基に農林水産省推計

図2-8 インバウンドと輸出の好循環イメージ



(2) 食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大（海外からの収益の拡大②）

すう勢

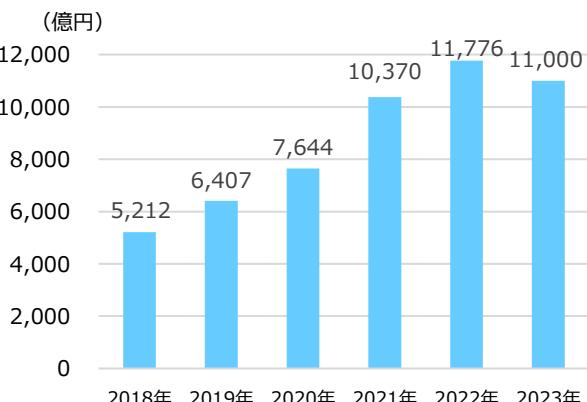
○ 製造業（食料品）の対外直接投資収益額

- ・ 製造業（食料品）の対外直接投資収益は、近年増加傾向で推移しており、今後も増加が見込まれる。

○ インバウンドによる食関連消費額

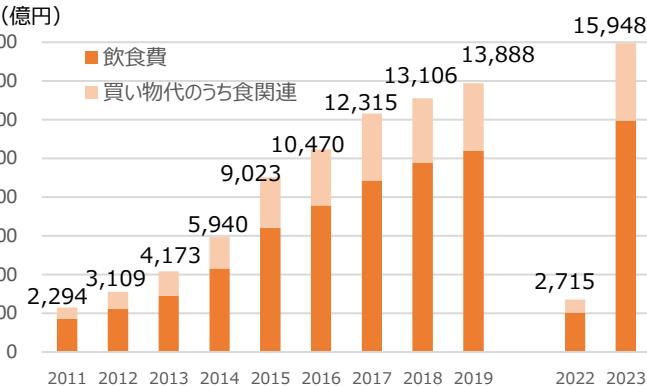
- ・ インバウンドによる食関連消費は、新型コロナ感染症の影響があった2020-2022年を除き、2011年から2023年まで増加しており、今後も増加が見込まれる。

図2-9 製造業（食料品）の対外直接投資収益額の推移



資料：財務省「国際収支統計」（2022年、2023年は速報値）

図2-10 インバウンドによる食関連消費額の推移



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、JNTO「訪日外客統計」を基に農林水産省推計

克服すべき課題

- ・ 食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費は、海外からの収益の拡大の観点から、モノの輸出と本質的に同様でかつ相乗効果が期待（インバウンド消費は、GDP統計において「サービス輸出」に計上）。

その一方で、現行の基本計画では、輸出額のみを政策目標としているため、モノの輸出をターゲットに主要施策が展開されており、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を一体的かつ効果的に進められていない。

- ・ 具体的には、

① 食品産業の海外展開については、経産省、ジェトロ、中小機構による業種横断的な施策が講じられているものの、食品事業者のニーズに対応した、きめ細かな支援により、バリューチェーンの構築につなげていく必要。

② インバウンドによる食関連消費については、観光庁施策、GI產品の活用や農泊による農山漁村等へのインバウンドの誘客等の促進に加え、日本産食材の海外需要拡大施策も活用して相乗効果を創出する必要。

検討の視点

- ・ 食品産業の海外展開※やインバウンドによる食関連消費の拡大については、農業、食品産業の海外収益力を創出する観点から、モノの輸出に加えて、新たな政策の柱として位置付け、その施策の充実を図るとともに、施策の効果を検証するための指標を検討すべきではないか。

※ 食品産業の海外展開を総体的に捉えるには、外食・小売業等や知的財産権等使用料を含めた推計が必要。

施策の充実に当たっては、輸出支援プラットフォームの枠組みの活用も念頭に、海外現地での体制強化を図るとともに、中小・中堅企業のグローバル展開を進める経済産業省やジェトロ、インバウンドを振興する観光庁やJNTO等の関係省庁、関係機関との連携を強化して効果的に実施することが重要ではないか。

- ・ 以下の視点で施策の具体化を進めるべきではないか。

① 食品産業の海外展開の推進に向け、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会等を活用し、食品事業者の個々の課題に対応できるよう、現地の法務・税務等の専門家による知見・ノウハウの提供等のサポート体制の充実や、海外拠点設置に対する制度融資の活用を進めるなど、資金流通の円滑化を図るべきではないか。

② インバウンド需要と輸出拡大の好循環に繋げるため、インバウンドによる食関連のニーズの調査・分析を行いつつ、海外向けの日本食プロモーションに当たって国内産地の観光面の魅力も発信するなど、輸出促進施策についてインバウンド消費の拡大を通じて海外需要拡大を図る視点も持って実施すべきではないか。

(2) 日本品種のグローバル展開による「稼ぐ力」の強化（海外からの収益の拡大③）

現状分析

- 優良品種は我が国農業の強みの源泉。我が国の果樹等の品種は海外において高評価。我が国優良品種を活用し、収穫物の輸出だけでなく、戦略的な海外ライセンスといった我が国品種のグローバル展開により、**我が国農業・農家の新たな稼ぎにつなげる必要**。
- 他方、海外では過去の流出品種の無秩序な生産・販売が拡大し、輸出等への悪影響が顕在化。**仮に正規にライセンスしていれば相応のロイヤルティは得られたところ**。
- さらに、近年、オンライン取引の増加など、種苗の流通ルートが多様化し、**新たな流出リスク**が顕在化。
- しかし、海外出願や国内管理の徹底には相応のコストを要すること、海外における品種保護の必要性への理解の醸成が十分でないことなどから、その取組は未だ不十分。
- また、果樹等の優良品種の主たる育成者である公的機関においては、海外における品種の実効的な管理・侵害対応や戦略的なライセンスによるロイヤルティ確保を自力で行うのは困難。**育成者に代わってこれらを担う育成者権管理機関の立上げに向けた取組**を進めているところ。
- 一方、強みの源泉たる新品種については、国内向けの品種開発が重視。海外でも稼げる視点での開発も必要。

図2-11 我が国の果樹等の品種の稼ぐ力のポテンシャル

- 果樹等の品種は海外で高い評価、**輸出額は近年増加傾向**。
- **中国、韓国**におけるブドウ、イチゴ等の生産の**相当部分が日本品種**。中国や韓国ではブドウの輸出が増加。
- 中国で栽培されているシャインマスカットについて、仮に正規にライセンスしていれば得られたはずの**ロイヤルティ収入は年間100億円以上**。
- **我が国品種の潜在的な稼ぐ力は大きい**。

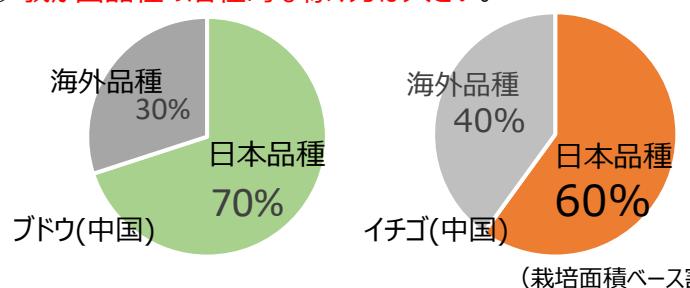
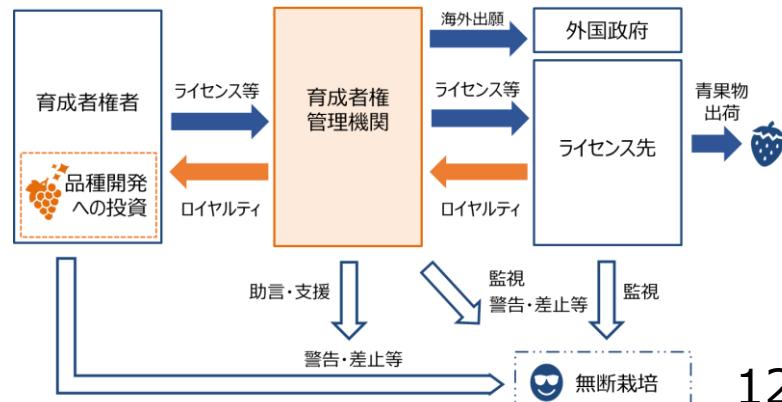


図2-12 育成者権管理機関のイメージ

- 海外へライセンスすると、ライセンス先も自らの利益を守るために、積極的な監視を行うことになるため、より実効性の高い侵害対応が可能。
- 海外のライセンス先から得られるロイヤルティにより、育成者権者による更なる品種開発の投資を促進。



(2) 日本品種のグローバル展開による「稼ぐ力」の強化（海外からの収益の拡大③）

克服すべき課題

1 海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組の整備

- ・海外からの「稼ぎ」の強化に向けては、果樹等の輸出と併せて、優良品種の戦略的なライセンスを推進していくことが重要。
- ・育成者権管理機関などの体制の整備・充実が必要。

2 優良品種の海外流出・無断栽培の抑止

- ・海外における権利取得と流出の未然防止に向けた国内における管理の徹底が必要。
- ・オンライン取引を含め、侵害の監視や侵害対応の実効性の強化が必要。

3 マーケットインの品種の開発・再評価

- ・海外から稼ぎ、農家の将来的な「稼ぎ」につなげるには、海外ニーズも含め、消費者・生産者のニーズに即応した品種の開発・再評価が必要。

検討の視点

1 海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組の整備

- ① 果樹等を直接輸出するだけでなく、優良な品種を戦略的にライセンスし、
 - ・ターゲット市場においてジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築し、輸出促進に寄与することで、農家の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、
 - ・海外からのロイヤルティを得て、後述の保護・管理、産地化・ブランド化、さらには新たな品種開発に還元することで、農家の将来的な「稼ぎ」につなげていくべきではないか。
- ② これらを担う育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化を推進すべきではないか。

2 優良品種の海外流出・無断栽培の抑止

- ① 海外出願、国内管理の徹底に向け、関係者の意識向上のほか、海外出願の考え方や基準の整備を推進すべきではないか。
- ② 出願・審査手続の円滑・迅速化、育成者のメリット・権利の強化のほか、新たなリスクに対応するための制度的枠組みの整備を推進すべきではないか。
- ③ 苗木のリース方式の活用や苗木のシステム管理を推進し、流出抑止とブランド管理を進めることも有効ではないか。
- ④ UPOV未加盟国の品種保護制度整備を推進するとともに、UPOV加盟国との審査協力を推進すべきではないか。

3 マーケットインの品種の開発・再評価

- ① 短期的には、国内未利用品種の再評価により、海外で稼げる価値・特性を有する品種の発掘を推進。
- ② 中期的には、海外の許諾先から毎年の収穫に連動したビジネスベースの許諾料を設定し、海外市場を見据えた育種に向けたマーケティングと、育種目標の設定や国内未利用品種の再評価の取組を充実。

(3) 国際戦略

(3) 国際戦略

現状分析

○ 交渉を取り巻く環境の変化

- ・ 我が国の食料安全保障を実現するためには、**国境措置**の維持による農業生産の持続的発展の確保に加え、「**輸出促進**」による生産基盤の維持・強化、国内生産では需要を満たすことができない品目の「**安定的な輸入の確保**」を図ることが重要。
 - ・ これまでの貿易交渉による国際ルール作りは多国間の協議が中心であったが、近年、二国間の重要性が高まっている。また、民間の先導的な商取引の動向が政府間協議にも影響を及ぼすようになっている。そのため、**相手国に応じて**、輸出拡大に向けた関税・非関税障壁の撤廃や、**相手国の市場ニーズ**に応じた更なる対応の強化が重要。また、輸入を安定化させるためには**相手国との関係維持・強化**が重要。これらの実現のために相手国との対話・連携等を強化するという観点から、政府レベル・民間レベルで戦略的に**関係構築**を進める必要。
 - ・ また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の策定や輸入原材料における持続可能な国際認証等の民間ベースでの普及、ESG投資への関心の高まり等を背景に、**近年、環境や人権等**の議論の比重が格段に増加。これは施策の推進に影響を及ぼしかねない事実上の、又は条約上のルール形成に繋がることも懸念されるが、対応は十分とは言えない。

○ **途上国支援から対等な協働への転換**

 - ・ これまででは、飢餓や栄養不良、越境性動物疾病等の課題を有する**途上国**に対する開発協力を中心とした貢献を行ってきた。
 - ・ 一方、途上国の経済発展により**グローバルサウス**としての存在感を示すようになってきており、我が国の民間ビジネスへの影響も強まってきている。また、開発に加えて持続可能性の向上への協力ニーズも高まっている。そのため、従来の政府間による技術支援を中心の対応から、民間ビジネスとの連携も念頭においたアプローチの重要性が高まっている。
 - ・ この点、**東南アジア**において、「**日ASEANみどり協力プラン**」に基づき、我が国と**地理的・気候的条件が近い**アジア・モンスーン地域に最も適した持続可能な生産方法・技術による協力を民間と連携したパッケージで進めている。このことは、我が国の国際戦略における相手国との**関係構築に有効**であり、今後も展開する必要。
 - ・ また、我が国の国力を生かした主導的な食料安全保障への貢献は、我が国の**プレゼンス強化**と各国との**関係構築**に役立つことから、**ASEAN + 3 緊急米備蓄（APTERR）**のような取組を今後も推進していくことが重要。

図3-1 EPA(経済連携協定)等の現状

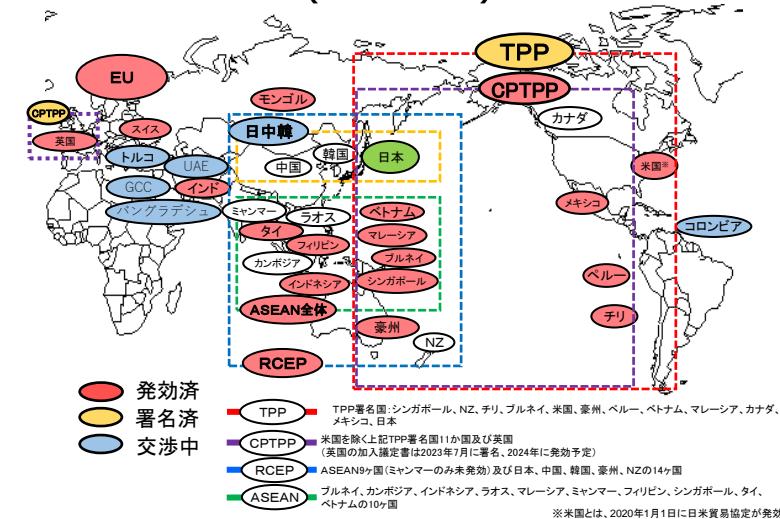


図3-2 今後展開すべき国際協力の例

現状と課題

- ・ ASEAN地域では、農業の労働生産性が低く、環境への負荷が高い農業が展開。
 - ・ 頻発する自然災害、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響等により、食料や肥料などの農業資材価格が上昇し、世界の食料供給に影響。
→農業の生産性を高めつつ、農業・食料システムの持続可能性を高める必要。
→日本とASEAN各国には高温多湿、水田・中小農家中心といった共通点。

日ASEANみどり協力プラン

- ・ 日本の経験：研究開発、人材育成、その他政策を通したイノベーション
→日本の経験を踏まえ、各国が最適な技術協力を選択

施肥の適正化や
産物の付加価値
上に向けた研修
実施や専門家派

自動操舵技術による生産性向上と労働時間の削減(タイ)

衛星データを活用した自動区画化技術と土壤診断による肥料の削減(タイ、フィリピン)

- ・ 強靭で持続可能な農業・食料システムの構築
 - ・ アジア・モンスーン地域の取組モデルとして世界に発信

(3) 国際戦略

すう勢

○ 戰略的交渉・関係構築

- ・ 食料安全保障の観点から、国内生産の持続的発展に必要な措置を維持するための貿易交渉に加えて、**輸出促進と輸入安定化**への取組も**一体化した戦略的対応と相手国との関係構築**の必要性が増大する見込み。
- ・ SDGsの目標年(2030年)を目前に控え、国際関係の会合や交渉において、現行SDGsの改定の議論も含めた環境や人権等の持続可能性に関する議論の比重が一層高まる見込み。併せて、この議論の我が国の民間ビジネス環境への影響が大きくなる見込み。

克服すべき課題

○ 戰略的二国間関係の構築

- ・ 農林水産物の国境措置の維持を主眼とした従来の多国間の枠組みでの交渉に加え、今後は、農林水産物・食品の**輸出を加速**しつつ、**安定的輸入**を支える相手国との関係の強化を図るよう、**戦略的対応**を進める必要。

○ 新たな議論への対応

- ・ 環境や人権等の国際的議論やルール形成の動きにおいて民間ベースでの世論形成も進む中、我が国も官民を挙げてこの分野での発言力を向上させていく必要。
- ・ 特に、環境や人権等の課題に対する国の対応姿勢は、我が国企業の海外ビジネスや、日本产品的輸出に影響を及ぼす恐れ。
- ・ また、環境や人権以外の**新たな論点提起の兆候や国際世論の動向**をいち早く把握することが必要。
- ・ 一方で、上記への対応を行政のみの情報・リソースで対応するには限界がある。



検討の視点

- ・ 輸出と輸入それぞれの観点から、
 - ① 輸出拡大に向け、輸出先国・地域における輸入規制の特定
 - ② 輸入安定化に向け、相手国の生産状況の把握や緊急時だけでなく平時からの安定供給に繋がる**二国間対話**の機会の創設・維持
 - ③ **現地企業**との対話による、**民間ビジネスのニーズ**の掘り起こしを通じて、我が国として**重要となる国を特定**した上で、**国際戦略を展開**していくべきではないか。
- ・ さらに、環境や人権等の議論に加え、**新たな論点提起の兆候**に対応し我が国の**影響力の拡大**を図るために、海外関係者との**対話・連携**、国際機関等への**人材の派遣、拠出**について、行政と**民間のリソースを組み合わせた**我が国一体で取り組む体制を構築する必要があるのではないか。

(3) 国際戦略

克服すべき課題

○ 関係構築のための国際協力

- これまでの国際協力は、途上国向けに我が国の持つ優れた技術を政府間で支援するという、一方方向の開発協力を通じて行われてきた。
- 今後は、我が国の**民間ビジネスの裨益に繋がりつつ**、途上国の発展に貢献するような**協力**の形に転換する必要。
- また、生産拡大等の開発支援だけでなく、環境や人権等の**持続可能性の向上**に対応した協力に転換する必要。
- その際、我が国と地理的・気候的条件が近いアジア・モンスーン地域への支援に加え、**より幅広いグローバルサウス地域への展開**も必要。

○ 国際的課題への貢献

- 病原体やその媒介生物・植物病害虫の生息域の拡大による**越境性動物疾病及び植物病害虫の侵入・まん延のリスクの増大**に対応する必要。有毒海洋生物の発生増加やフードテック食材に対処するためのルール形成等の**食品安全に関する課題**に対応する必要。

検討の視点

- 今後の国際協力は、我が国にとって重要となる相手国との関係構築のために、従来の開発協力から、世界の持続可能性の向上に向け**対等なパートナーとして協働**するという視点に転換しつつ、以下の視点を持って対応することが必要ではないか。

- スタートアップ企業も含めた我が国の民間ビジネスにも裨益するよう、ODAだけではなく、**民間資金の活用**も念頭においていた枠組みの構築
- 持続可能なサプライチェーン構築の観点から、**我が国企業**がグローバルサウス諸国で主要穀物等を含む原料調達を行う取組の支援
- グローバルサウス諸国へ支援実績のある**国際機関との連携強化**により、我が国の民間ビジネスと現地企業や生産者との**マッチング**の推進

- 世界的に関心の高い環境負荷の低減を通じた**持続可能で生産性の高い農林水産業の展開**に向け、地理的・気候的条件の近い**東南アジア**向けの我が国の技術と経験を活かした協力を進める。併せて、**アフリカ、中南米、南・中央アジア等**我が国とは地理的・気候的条件が異なる地域においても、我が国の技術・知見の提供等を通じて相手国との**関係構築**に繋げる必要があるのではないか。

- 食品安全・動物衛生・植物防疫に係る**国際基準の策定**に向け、主導的に貢献する必要があるのではないか。さらに、それら基準を途上国を中心とした**各国へ普及していく**必要があるのではないか。